

栃木県北部の別荘地及びその周辺地において別荘の分譲販売・管理業等を営む申立会社X並びに同所における別荘の建設等の工事を請け負う申立会社Yの風評被害に基づく各営業損害（逸失利益）について、申立会社Xが上記別荘地において所有する区画数及び同別荘地の放射線量等を考慮し、原発事故の影響割合を2割として、申立会社Xにつき平成29年4月分まで、申立会社Yにつき平成28年11月分までの損害が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| 1 損害項目 | ア 逸失利益            |
|        | イ 本件和解仲介に関する弁護士費用 |
| 2 期間   | 自 平成28年 5月 1日     |
|        | 至 平成29年 4月30日     |

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目アについての和解金として、金1414万8031円、前項記載の損害項目イについての和解金として、金42万4441円、合計金1457万2472円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年9月10日

（仲介委員 緑川由香）

# 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人Y株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

## 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 記

- 損害項目 ア 逸失利益  
イ 本件和解仲介に関する弁護士費用
- 期間 自 平成27年12月 1日  
至 平成28年11月30日

## 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目アについての和解金として、金533万9405円、前項記載の損害項目イについての和解金として、金16万0183円、合計金549万9588円の支払義務があることを認める。

## 第3 支払方法

（省略）

## 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

## 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年9月10日

（仲介委員 緑川由香）